

○文部科学省告示第六十号

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第六条第一項の規定に基づき、学校環境衛生基準（平成二十一年文部科学省告示第六十号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

文部科学大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分又は破線で囲んだ部分のように改める。

学校環境衛生基準

第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

1 教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。以下同じ。）に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目	基準
換気及び保温等	(1) [略] (2) 温度 <u>17℃以上、28℃以下</u> であることが望ましい。 (3)～(9) [略]
採光及び照明	(10) 照度 (ア)・(イ) [略] (ウ) <u>コンピュータを使用する教室等の机上の照度は、500～1000 lx程度が望ましい。</u> (エ)・(オ) [略]
騒音	(11) [略] (12) [略]

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)～(7)及び(10)～(12)については、毎学年2回、検査項目(8)及び(9)については、毎学年1回定期に検査を行うものとする。

検査項目	方法
(1) [略]	[略]
(2) 温度	<u>0.5度目盛の温度計</u> を用いて測定する。
(3) 相対湿度	<u>0.5度目盛の乾湿球湿度計</u> を用いて測定する。
(4) [略]	[略]
(5) 気流	<u>0.2m²/秒以上の気流を測定することができる風速計</u> を用いて測定する。
(6)～(9) [略]	[略]
備考	一 検査項目(1)～(7)については、学校の授業中等に、各階1以上の教室等を選び、 <u>適当な場所1か所以上の机上の高さにおいて検査を行う。</u> 検査項目(4)及び(5)については、 <u>空気の温度、湿度又は流量を調節する設備を使用している教室等以外の教室等</u> においては、必要と認める場合に検査を行う。 検査項目(4)については、 <u>検査の結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。</u> 検査項目(6)及び(7)については、 <u>教室等において燃焼器具を使用していない場合に限り、検査を省略することができる。</u> 二・三 [略]
採光及び	(10)・(11) [略]
騒音	[略]

学校環境衛生基準

第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

1 教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。以下同じ。）に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目	基準
換気及び保温等	(1) [略] (2) 温度 <u>10℃以上、30℃以下</u> であることが望ましい。 (3)～(9) [略]
採光及び照明	(10) 照度 (ア)・(イ) [略] (ウ) <u>コンピュータ教室等の机上の照度は、500～1000 lx程度が望ましい。</u> (エ)・(オ) [略]
騒音	(11) [略] (12) [略]

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)～(7)及び(10)～(12)については、毎学年2回、検査項目(8)及び(9)については、毎学年1回定期に検査を行うものとする。

検査項目	方法
(1) [略]	[略]
(2) 温度	<u>アモゾン通風乾湿度計</u> を用いて測定する。
(3) 相対湿度	<u>アモゾン通風乾湿度計</u> を用いて測定する。
(4) [略]	[略]
(5) 気流	<u>カタ温度計又は微風速計</u> を用いて測定する。
(6)～(9) [略]	[略]
備考	一 検査項目(1)～(7)については、学校の授業中等に、各階1以上の教室等を選び、 <u>適当な場所1か所以上の机上の高さにおいて検査を行う。</u> 検査項目(4)及び(5)については、 <u>空気の温度、湿度又は流量を調節する設備を使用している教室等以外の教室等</u> においては、必要と認める場合に検査を行う。 検査項目(6)及び(7)については、 <u>教室等において燃焼器具を使用していない場合に限り、検査を省略することができる。</u> 二・三 [略]
採光及び	(10)・(11) [略]
騒音	[略]

び 照 明		
騒 音	(12) [略]	[略]
	備考 [略]	

第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準

1 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目	基準
(1) 水道水を水源とする飲料水（専用水道を除く。）の水質	
ア．～ウ． [略]	水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の下欄に掲げる基準による。
エ．有機物（全有機炭素（TOC）の量）	
オ．～ケ． [略]	
コ． [略]	[略]
(2) 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質	
ア．～イ． [略]	[略]
(3) 専用水道（水道水を水源とする場合を除く。）及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質	
ア．～ケ． [略]	[略]
(4) 雑用水の水質	
ア．～エ． [略]	[略]
オ．遊離残留塩素	0.1mg/L（結合残留塩素の場合は0.4mg/L）以上であること。
(5)・(6) [略]	[略]

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)については、毎学年1回、検査項目(2)については、水道法施行規則第54条において準用する水道法施行規則第15条に規定する専用水道が実施すべ

び 照 明		
騒 音	(12) [略]	[略]
	備考 [略]	

第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準

1 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目	基準
(1) 水道水を水源とする飲料水（専用水道を除く。）の水質	
ア．～ウ． [略]	水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の下欄に掲げる基準による。 エ．の項目中、過マンガン酸カリウム消費量は、10mg/ℓ以下であること。
エ．全有機炭素（TOC）の量又は過マンガン酸カリウム消費量（以下「有機物等」という。）	
オ．～ケ． [略]	
コ． [略]	[略]
(2) 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質	
ア．～イ． [略]	[略]
(3) 専用水道（水道水を水源とする場合を除く。）及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質	
ア．～ケ． [略]	[略]
(4) 雑用水の水質	
ア．～エ． [略]	[略]
オ．遊離残留塩素	0.1mg/ℓ（結合残留塩素の場合は0.4mg/ℓ）以上であること。
(5)・(6) [略]	[略]

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)については、毎学年1回、検査項目(2)については、水道法施行規則第54条において準用する水道法施行規則第15条に規定する専用水道が実施すべ

き水質検査の回数、検査項目 (3) については、毎学年1回、検査項目 (4) については、毎学年2回、検査項目 (5) については、水道水を水源とする飲料水にあつては、毎学年1回、井戸水等を水源とする飲料水にあつては、毎学年2回、検査項目 (6) については、毎学年2回定期に検査を行うものとする。

検査項目	方法	
(1) 水道水を水源とする飲料水 (専用水道を除く) の水質	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法 (平成15年厚生労働省告示第261号) により測定する。	
ア. ～ウ. [略]		
エ. 有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)		
オ. ～ケ. [略]		
コ. [略]	[略]	
備考 [略]		
(2) 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質	[略]	
ア. ・イ. [略]		
水質	(3) 専用水道 (水道水を水源とする場合を除く。) 及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質	[略]
	ア. ～ケ. [略]	
	(4) [略]	[略]
(5) ・ (6) [略]	[略]	
施設・設備		

第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準

1 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目	基準
(1)～(3) [略]	[略]
学校の清潔	
ネズミ、衛生害虫	[略]

き水質検査の回数、検査項目 (3) については、毎学年1回、検査項目 (4) については、毎学年2回、検査項目 (5) については、水道水を水源とする飲料水にあつては、毎学年1回、井戸水等を水源とする飲料水にあつては、毎学年2回、検査項目 (6) については、毎学年2回定期に検査を行うものとする。

検査項目	方法	
(1) 水道水を水源とする飲料水 (専用水道を除く) の水質	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法 (平成15年厚生労働省告示第261号) により測定する。	
ア. ～ウ. [略]		
エ. 有機物等		
オ. ～ケ. [略]		
コ. [略]	[略]	
備考 [略]		
(2) 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質	[略]	
ア. ・イ. [略]		
水質	(3) 専用水道 (水道水を水源とする場合を除く。) 及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質	[略]
	ア. ～ケ. [略]	
	(4) [略]	[略]
(5) ・ (6) [略]	[略]	
施設・設備		

第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準

1 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目	基準
(1)～(3) [略]	[略]
学校の清潔	
ネズミ、衛生害虫	[略]

虫等		
教室等の備品の管理	(5) 黒板面の色彩	(7) 無彩色の黒板面の色彩は、明度が3を超えないこと。 (4) 有彩色の黒板面の色彩は、明度及び彩度が4を超えないこと。

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)については、毎学年3回、検査項目(2)～(5)については、毎学年1回定期的に検査を行うものとする。

検査項目	方法
学校の清潔	(1)～(3) [略]
ネズミ、衛生害虫等	(4) [略]
教室等の備品の管理	(5) 黒板面の色彩

明度、彩度の検査は、黒板検査用色票を用いて行う。

第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準

1 水泳プールに係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目	基準
(1) 遊離残留塩素	0.4mg/L以上であること。また、1.0mg/L以下であることが望ましい。
(2)～(3) [略]	[略]
(4) 一般細菌	1ml中200コロニー以下であること。
(5) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	12mg/L以下であること。
(6) [略]	[略]
(7) 総トリハロメタン	0.2mg/L以下であることが望ましい。
(8) [略]	[略]

虫等		
教室等の備品の管理	(5) 机、いすの高さ (6) 黒板面の色彩	(7) 無彩色の黒板面の色彩は、明度が3を超えないこと。 (4) 有彩色の黒板面の色彩は、明度及び彩度が4を超えないこと。

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)については、毎学年3回、検査項目(2)～(6)については、毎学年1回定期的に検査を行うものとする。

検査項目	方法
学校の清潔	(1)～(3) [略]
ネズミ、衛生害虫等	(4) [略]
教室等の備品の管理	(5) 机、いすの高さ (6) 黒板面の色彩

机、いすの適合状況を調べる。

明度、彩度の検査は、黒板検査用色票を用いて行う。

第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準

1 水泳プールに係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目	基準
(1) 遊離残留塩素	0.4mg/L以上であること。また、1.0mg/L以下であることが望ましい。
(2)～(3) [略]	[略]
(4) 一般細菌	1ml中200コロニー以下であること。
(5) 有機物等	過マンガン酸カリウム消費量として12mg/L以下であること。
(6) [略]	[略]
(7) 総トリハロメタン	0.2mg/L以下であることが望ましい。
(8) [略]	[略]

施設・設備の衛生状態	(9)～(12) [略]	[略]
備考 [略]		

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)～(6)については、使用日の積算が30日以上ごとに1回、検査項目(7)については、使用期間中の適切な時期に1回以上、検査項目(8)～(12)については、毎学年1回定期に検査を行うものとする。

検査項目		方法
(1)～(4) [略]	[略]	[略]
(5) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	[略]	[略]
(6)～(8) [略]	[略]	[略]
備考 一 検査項目(7)については、プール水を1週間に1回以上全換水する場合は、検査を省略することができる。		
(9)～(12) [略]	[略]	[略]

第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

1 学校環境衛生の維持を図るため、第1から第4に掲げる検査項目の定期的な環境衛生検査等のほか、次表の左欄に掲げる検査項目について、同表の右欄の基準のとおり、毎授業日に点検を行うものとする。

検査項目		基準
(1) [略]	[略]	[略]
(2) 温度	[略]	17℃以上、28℃以下であることが望ましい。
(3)・(4) [略]	[略]	[略]
(5) 飲料水の水質	[略]	(ア) 給水栓水については、遊離残留塩素が0.1mg/L以上保持されていること。ただし、水源が病原生物によって著しく汚染されるおそれのある場合には、遊離残留塩素が0.2mg/L以上保持されていること。 (イ)・(ウ) [略]
(6) 雑用水の水質	[略]	(ア) 給水栓水については、遊離残留塩素が0.1mg/L以上保持

施設・設備の衛生状態	(9)～(12) [略]	[略]
備考 [略]		

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)～(6)については、使用日の積算が30日以上ごとに1回、検査項目(7)については、使用期間中の適切な時期に1回以上、検査項目(8)～(12)については、毎学年1回定期に検査を行うものとする。

検査項目		方法
(1)～(4) [略]	[略]	[略]
(5) 有機物等	[略]	[略]
(6)～(8) [略]	[略]	[略]
(9)～(12) [略]	[略]	[略]

第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

1 学校環境衛生の維持を図るため、第1から第4に掲げる検査項目の定期的な環境衛生検査等のほか、次表の左欄に掲げる検査項目について、同表の右欄の基準のとおり、毎授業日に点検を行うものとする。

検査項目		基準
(1) [略]	[略]	[略]
(2) 温度	[略]	10℃以上、30℃以下であることが望ましい。
(3)・(4) [略]	[略]	[略]
(5) 飲料水の水質	[略]	(ア) 給水栓水については、遊離残留塩素が0.1mg/L以上保持されていること。ただし、水源が病原生物によって著しく汚染されるおそれのある場合には、遊離残留塩素が0.2mg/L以上保持されていること。 (イ)・(ウ) [略]
(6) 雑用水の水質	[略]	(ア) 給水栓水については、遊離残留塩素が0.1mg/L以上保持

水質及び施設・設備	(7) [略]	[略]	されていること。ただし、水源が病原生物によって著しく汚染されるおそれのある場合には、遊離残留塩素が <u>0.2mg/L</u> 以上保持されていること。
	(8)・(9) [略]	[略]	
学校の清潔及びネズミ、衛生害虫等	(10) プール水等	(7) [略]	(4) 遊離残留塩素は、プールの使用前及び使用中1時間ごとに1回以上測定し、その濃度は、どの部分でも <u>0.4mg/L</u> 以上保持されていること。また、遊離残留塩素は <u>1.0mg/L</u> 以下が望ましい。
	(11) 附属施設・設備等	[略]	(4)・(5) [略]

水質及び施設・設備	(7) [略]	[略]	されていること。ただし、水源が病原生物によって著しく汚染されるおそれのある場合には、遊離残留塩素が <u>0.2mg/L</u> 以上保持されていること。
	(8)・(9) [略]	[略]	
学校の清潔及びネズミ、衛生害虫等	(10) プール水等	(7) [略]	(4) 遊離残留塩素は、プールの使用前及び使用中1時間ごとに1回以上測定し、その濃度は、どの部分でも <u>0.4mg/L</u> 以上保持されていること。また、遊離残留塩素は <u>1.0mg/L</u> 以下が望ましい。
	(11) 附属施設・設備等	[略]	(4)・(5) [略]

備考 表中「」の標記は注記である。